

野田市身体障害者福祉法施行細則等
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和7年12月26日

野田市長 鈴木 有

野田市身体障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(野田市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第1条 野田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年野田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「身体障がい者指導台帳」を「身体障害者更生指導台帳」に改める。

(野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年野田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「野田市介護給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、野田市訓練等給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、野田市特定障害者特別給付費支給申請書又は野田市地域相談支援給付費支給申請書」を「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第6条の2中「野田市障害支援区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に改める。

第7条第1項中「野田市介護給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、野田市訓練等給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、野田市特定障害者特別給付費支給決定通知書又は野田市地域相談支援給付費支給決定通知書」を「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、同条第2項中「野田市介護給付費支給申請却下通知書、野田市訓練等給付費支給申請却下通知書、野田市特定障害者特別給付費支給申請却下通知書又は野田市地域相談支援給付費支給申請却下通知書」を「却下決定通知書（介護給付費等）」に改める。

第8条中「野田市介護給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書、野田市訓練等給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書、野田市特定障害者特別給付費支給変更申請書又は野田市地域相談支援給付費支給変更申請書」を「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第9条第1項中「野田市介護給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書、野田市訓練等給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書、野田市特定障害者特別給付費支給変更決定通知書又は野田市地域相談支援給付費支給変更決定通知書」を「（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改め、同条第2項中「野田市介護給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、野田市訓練等給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、野田市特定障害者特別給付費支給変更申請却下通知書又は野田市地域相談支援給付費支給変更申請却下通知書」を「介護給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、訓練等給付費支給変更申請却下通知書兼利用者負担額減額・免除等変更申請却下通知書、特定障害者特別給付費支給変更申請却下通知書又は地域相談支援給付費支給変更申請却下通知書」に改める。

第10条中「野田市自立支援給付支給（給付）決定取消通知書」を「支給（給付）決定取消通知書」に改める。

第11条中「野田市自立支援給付申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（介護給付費等）」に改める。

第12条中「障害福祉サービス受給者証再交付申請書又は地域相談支授受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（介護給付費等）」に改める。

第13条第1項中「野田市特例介護給付費支給申請書、野田市特例訓練等給付費支給申請書、野田市特例特定障害者特別給付費支給申請書又は野田市特例地域相談支援給付費支給申請書」を「特例介護給付費支給申請書、特例

訓練等給付費支給申請書、特例特定障害者特別給付費支給申請書又は特例地域相談支援給付費支給申請書」に、「野田市特例介護給付費支給申請書（受領委任用）、野田市特例訓練等給付費支給申請書（受領委任用）、野田市特例特定障害者特別給付費支給申請書（受領委任用）又は野田市特例地域相談支援給付費支給申請書（受領委任用）」を「特例介護給付費支給申請書（受領委任用）、特例訓練等給付費支給申請書（受領委任用）、特例特定障害者特別給付費支給申請書（受領委任用）又は特例地域相談支援給付費支給申請書（受領委任用）」に改め、同条第2項中「野田市特例介護給付費支給（不支給）決定通知書、野田市特例訓練等給付費支給（不支給）決定通知書、野田市特例特定障害者特別給付費支給（不支給）決定通知書又は野田市特例地域相談支援給付費支給（不支給）決定通知書」を「特例介護給付費支給（不支給）決定通知書、特例訓練等給付費支給（不支給）決定通知書、特例特定障害者特別給付費支給（不支給）決定通知書又は特例地域相談支援給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第15条第1項中「野田市介護給付費等利用者負担額減額（免除）申請書」を「介護給付費等利用者負担額減額（免除）申請書」に改め、同条第2項中「野田市介護給付費等利用者負担額減額（免除）決定通知書」を「介護給付費等利用者負担額減額（免除）決定通知書」に改める。

第15条の2第1項中「野田市計画相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「野田市計画相談支援給付費支給（却下）通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改める。

第15条の3中「野田市計画相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第16条第1項中「野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する高額

障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第3項中「野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第4項中「野田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第17条中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（再認定、変更認定）申請書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（新規・再認定・変更）申請書」に改める。

第18条第1項中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（変更認定）通知書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）支給認定決定通知書」に改め、同条第2項中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請却下通知書」を「却下通知書」に改める。

第19条中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（再認定、変更認定）申請書」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（新規・再認定・変更）申請書」に改める。

第20条第1項中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（変更認定）通知書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）支給認定決定通知書」に改め、同条第2項中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）変更認定申請却下通知書」を「却下通知書」に改める。

第21条中「自立支援医療（育成医療・更生医療）受給者証等記載事項変更届出書」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）」に改める。

第22条中「医療受給者証再交付申請書」を「自立支援医療受給者証再交

付申請書（育成医療・更生医療）」に改める。

第23条中「野田市自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定取消通知書」を「自立支援医療（育成医療・更生医療）支給認定取消通知書」に改める。

第24条中「野田市補装具費支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

第25条中「野田市補装具費支給決定通知書」を「補装具費支給決定通知書」に改める。

（野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部改正）

第3条 野田市児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成24年野田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「野田市障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第4条第1項中「野田市障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に改め、同条第3項中「野田市障害児通所給付費支給申請却下通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改める。

第5条中「野田市障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第6条第1項中「野田市障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改め、同条第2項中「野田市障害児通所給付費支給変更申請却下通知書」を「障害児通所給付費支給変更申請却下通知書」に改める。

第7条中「野田市障害児通所給付費支給決定取消通知書」を「支給決定取消通知書」に改める。

第8条中「野田市障害児通所給付費支給申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（障害児通所給付費）」に改める。

第9条中「通所受給者証再交付申請書又は肢体不自由児通所医療受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）」に改める。

第10条第1項中「野田市特例障害児通所給付費支給申請書」を「特例障害児通所給付費支給申請書」に、「野田市特例障害児通所給付費支給申請書（受領委任用）」を「特例障害児通所給付費支給申請書（受領委任用）」に改め、同条第2項中「野田市特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書」を「特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第12条第1項中「野田市障害児通所給付費利用者負担額減額（免除）申請書」を「障害児通所給付費利用者負担額減額（免除）申請書」に改め、同条第2項中「野田市障害児通所給付費利用者負担額減額（免除）決定通知書」を「障害児通所給付費利用者負担額減額（免除）決定通知書」に改める。

第13条第1項中「野田市高額障害児通所給付費支給申請書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「野田市高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第14条第1項中「野田市障害児相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「野田市障害児相談支援給付費支給（却下）決定通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改める。

第15条中「野田市障害児相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月13日から施行する。